

第10次と第11次計画の構成対比表

第10次三条市交通安全計画	第11次三条市交通安全計画
● 計画期間 平成29年度～令和2年度（4か年）	● 計画期間 令和3年度～令和7年度（5か年）
<p>【第1部 総論】</p> <p>第1章 計画の考え方</p> <p>第2章 交通事故等の現状</p> <p>1 道路交通事故の推移と現状</p> <p>2 踏切事故の現状</p> <p>第3章 交通安全計画における課題と目標</p> <p>1 重点課題</p> <p>2 その他の分野別課題</p> <p>3 第11次交通安全計画の目標</p> <p>第4章 課題解決に向けた施策の展開</p>	<p>【第1部 総論】</p> <p>第1章 計画の考え方</p> <p>第2章 交通事故等の現状</p> <p>1 本市の道路交通事故の推移と現状</p> <p>2 本市の踏切事故の現状</p> <p>第3章 交通安全計画における課題と目標</p> <p>1 重点課題</p> <p>—削除—</p> <p>2 第11次交通安全計画の目標</p> <p>第4章 課題解決に向けた施策の展開</p>
<p>【第2部 講じようとする施策】</p> <p>I 重点施策</p> <p>第1章 高齢者の交通事故防止</p> <p>1 道路・交通安全施設等の整備</p> <p>2 事故防止対策の推進</p> <p>3 教育・啓発の推進</p> <p>(1) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進</p> <p>(2) 夜光反射材の普及促進</p> <p>(3) 高齢運転者に対する運転免許証の返納促進</p> <p>(4) 交通安全運動での重点的取組の推進</p> <p>(5) ライト早め点灯運動等の推進</p> <p>第2章 歩行者及び自転車の安全確保</p> <p>1 歩行空間の整備・改良</p> <p>2 事故防止対策の推進</p> <p>3 教育・啓発の推進</p> <p>(1) 自転車の安全な利用の推進</p> <p>(2) 効果的な交通安全教育の推進</p> <p>(3) 交通安全運動を通じた意識啓発</p> <p>(4) 安全速度の励行と定着化</p> <p>(5) 広報・普及活動の強化</p> <p>4 自転車運転者に対する指導の推進</p> <p>5 歩行者・自転車に対する保護の推進</p> <p>第3章 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底</p> <p>1 後部座席を含めたすべての座席における着用意識の普及啓発</p> <p>(1) 交通安全運動における重点的取組の推進</p> <p>(2) 広報・普及活動の推進</p> <p>(3) 運転従事者、事業者に対する安全講習及び指導</p> <p>2 交通指導取締りの強化</p> <p>第4章 飲酒運転の根絶</p> <p>1 飲酒運転の根絶に向けた規範意識の確立</p> <p>2 交通指導取締りの強化</p>	<p>【第2部 講じようとする施策】</p> <p>I 重点施策</p> <p>第1章 高齢者の交通事故防止</p> <p>1 道路・交通安全施設等の整備</p> <p>2 事故防止対策の推進</p> <p>3 教育・啓発の推進</p> <p>(1) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進</p> <p>(2) 夜光反射材の普及促進</p> <p>(3) 高齢運転者に対する運転免許証の返納促進</p> <p>(4) 交通安全運動での重点的取組の推進</p> <p>(5) ライト早め点灯運動等の推進</p> <p>(6) 高齢者の交通事故防止のための広報</p> <p>(7) 安全運転を支える先端技術の活用促進と適切な情報提供</p> <p>第2章 歩行者及び自転車の安全確保</p> <p>1 歩行及び自転車通行空間の整備・改良</p> <p>2 事故防止対策の推進</p> <p>3 教育・啓発の推進</p> <p>(1) 自転車の安全な利用の推進</p> <p>(2) 効果的な交通安全教育の推進</p> <p>(3) 交通安全運動を通じた意識啓発</p> <p>—削除—</p> <p>(4) 広報・普及活動の強化</p> <p>4 自転車運転者に対する指導の推進</p> <p>5 歩行者・自転車に対する保護の推進</p> <p>第3章 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底</p> <p>1 後部座席を含めたすべての座席における着用意識の普及啓発</p> <p>(1) 交通安全教育を通じた着用意識の啓発</p> <p>(2) 交通安全運動における重点的取組の推進</p> <p>(3) 広報・普及活動の推進</p> <p>(4) 運転従事者、事業者に対する安全講習及び指導</p> <p>2 交通指導取締りの強化</p> <p>第4章 飲酒運転の根絶</p> <p>1 飲酒運転の根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進</p> <p>2 交通指導取締りの強化</p>

<p>II 分野別施策</p> <p>第1章 道路交通環境の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路等の整備 2 交通安全施設等の整備 3 道路使用・占用の適正化 4 きめ細やかな駐車規制の推進 5 自転車利用環境の整備 6 TDM（交通需要マネジメント）の推進 7 その他の道路交通環境の整備 8 効果的な交通規制の推進 <p>第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全に関する普及啓発活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「三条市交通安全の日」の制定 (2) 類似事故防止のための事故情報共有の促進 (3) 多様な広報の実施 (4) 交通安全運動の推進 (5) 自転車の安全利用の推進 (6) 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルト着用の徹底及びチャイルドシートの正しい使用の推進 (7) 夜光反射材の普及促進 (8) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立 (9) 安全意識・保護意識の啓発強化 <ol style="list-style-type: none"> ア 自転車の安全な利用の推進 イ 効果的な交通安全教育の推進 ウ 交通安全運動を通じた意識啓発 エ 安全速度の励行と定着化 オ 広報・普及活動の強化 2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 3 地域社会における交通安全意識の高揚 <p>第3章 安全運転の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運転者教育の充実 2 安全運転管理の充実 3 交通労働災害の防止 <p>第4章 道路交通秩序の維持</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指導取締りの強化 2 駐車秩序の確立 <ol style="list-style-type: none"> (1) 違法駐車対策の推進 (2) 自転車の駐車秩序の確立 <p>第5章 救助・救急活動の整備拡充</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急手当の知識普及・啓発活動 2 プレホスピタルケアの充実 3 救助・救急施設の整備の推進 4 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 <p>第6章 交通事故被害者支援の推進</p> <p>III 踏切道の安全についての施策</p>	<p>II 分野別施策</p> <p>第1章 道路交通環境の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路等の整備 2 交通安全施設等の整備 3 高齢者等の移動手段の確保・充実 4 道路使用・占用の適正化 5 統合的な駐車規制の推進 6 自転車利用環境の統合的整備 7 TDM（交通需要マネジメント）の推進 8 効果的な交通規制の推進 9 その他の道路交通環境の整備 <p>第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全に関する普及啓発活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「三条市交通安全の日」の制定 (2) 類似事故防止のための事故情報共有の促進 (3) 効果的な広報の実施 (4) 交通安全運動の推進 (5) 横断歩行者の安全確保 (6) 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルト着用の徹底及びチャイルドシートの正しい使用の推進 (7) 夜光反射材の普及促進 (8) 飲酒運転根絶に向けた広報啓発活動等の推進 (9) 悪質・危険な運転の根絶に向けた広報啓発活動等の推進 (10) 安全意識・保護意識の啓発強化 <ol style="list-style-type: none"> ア 自転車の安全な利用の推進 イ 効果的な交通安全教育の推進 ウ 交通安全運動を通じた意識啓発 2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 3 地域社会における交通安全意識の高揚 <p>第3章 安全運転の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運転者教育等の充実 2 事業者に対する安全運転管理の充実 3 交通労働災害の防止 4 道路交通に関する情報の収集と提供 <p>第4章 道路交通秩序の維持</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指導取締りの強化 2 駐車秩序の確立 <ol style="list-style-type: none"> (1) 統合的な駐車対策の推進 (2) 自転車の駐車秩序の確立 <p>第5章 救助・救急活動の整備拡充</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急手当の知識普及・啓発活動 2 プレホスピタルケアの充実 3 救助・救急施設及び救急体制の整備の推進 4 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 <p>第6章 交通事故被害者支援の推進</p> <p>III 踏切道の安全についての施策</p>
--	--